

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について

国土交通省関東地方整備局長

河川敷地占用許可準則第22第1項から第4項までの規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定するとともに、都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占有の方針（以下「都市・地域再生等占有方針」という。）及び当該施設の占有主体（以下「都市・地域再生等占有主体」という。）を定める。

第1 都市・地域再生等利用区域

1 指定範囲

(1) 一級河川利根川水系藤原ダムの別図に示す区域

①ダムサイトエリア

堤体（天端、展望台、クレストゲート操作室、監査廊）、下流広場、表面取水設備、藤原ダム管理支所、管理用通路、ホロージェットバルブ（利水放流設備）、駐車場

(2) 一級河川利根川水系相俣ダムの別図に示す区域

①ダムサイトエリア

堤体（天端）、相俣ダム管理支所

②湖岸エリア

赤谷湖湖岸（休石広場付近、歌碑公園付近）

2 指定年月日

令和8年4月28日

第2 都市・地域再生等占有方針

1 都市・地域再生等利用区域において占有許可を受けることができる施設

(1) 藤原ダム

①ダムサイトエリア

1) イベント施設

2) イベント施設と一体をなす飲食店、売店

3) その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（案内看板、仮設トイレ）

(2) 相俣ダム

①ダムサイトエリア

1) イベント施設

2) イベント施設と一体をなす飲食店、売店

②湖岸エリア

3) その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（湖面進入路、棧橋）

2 許可方針

(1) 河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること。

(2) 占用の許可を受けることができる施設及びその周辺においては、良好な水辺空間を確保するため、清潔の保持、周辺への騒音の抑制等の環境の保全に努めること。また、占用の許可期間中に周辺住民、河川利用者等から占用の許可を受けた施設に関する苦情があった場合には、都市・地域再生等占有主体が解決に努めること。

(3) 施設の使用にあたっては、その機能や稼働の支障とならないよう措置を講ずること。また、施設の使用に対し、河川管理者から指示があった場合は、その指示に従うこと。

(4) 降雨、水位、風、地震、津波等の情報を常に把握し、危険の恐れがある場合は施設の使用を中止し、速やかに河川管理者に連絡すること。

(5) 河川管理者が緊急的に施設を使用する場合は、直ちに使用を中止すること。

(6) 施設の使用を中止した場合は、利用者を円滑に避難させること。

(7) 許可を受けた者は、使用契約を締結したうえで、この許可に係る土地又は占有施設を、一般社団法人みなかみ町観光協会 代表理事 岡村 建、株式会社猿ヶ京温泉夢未来 代表取締役 笛木 太弘（以下「施設使用者」という。）に使用させることができる。

(8) 許可を受けた者は、施設使用者に土地又は占有施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。

(9) 許可を受けた者は、施設使用者に土地又は占有施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占有許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。

(10) 許可を受けた者は、施設利用料の徴収及び活用状況を毎年にとりまとめ、翌年の3月31日までに、利根川ダム統合管理事務所長（以下「所長」という。）に報告すること。

(11) 許可を受けた者は、第2項に基づく使用契約を締結したときは、その契約書の写しを所長に提出すること。使用契約を変更したときも、同様とする。

(12) 許可を受けた者は、使用契約を締結するときは、土地又は占有施設の使用の具体的内容（使用する土地又は占有施設の概要を含む。）、契約期間、施設使用料、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするほか、次の各号に掲げる条件を付するものとする。使用契約を変更しようとするときも、同様とする。

一 施設使用者による使用は、契約の内容に従って適切に行うこと。

- 二 施設使用者は、公的占有者の指導監督に従うこと。
- 三 施設使用者が取得する工作物の設置等の許可の状況によって、契約を変更し、又は無効とすること。
- 四 施設使用者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、公的占有者の意思表示により契約を解除できること。

第3 都市・地域再生等占有主体

みなかみ町